最終更新日：2015年8月6日
株式会社　文溪堂
代表取締役社長　川元　行雄
問合せ先：総務部　TEL 058-398-1111
証券コード：9471
http://www.bunkei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性・透明性の向上を図ることを目的として、より一層、株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。今後もこのような視点に立ち、株主の皆様の権利保護や平等性はもちろんのこと、タイムリーディスクロージャーを重視し、幅広い情報開示や継続的なIR活動に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社清林溪聲会	880,000	13.33
水谷　清吉	584,024	8.84
株式会社大垣共立銀行 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	317,700	4.81
文溪共栄会	312,800	4.73
文溪堂従業員持株会	282,808	4.28
株式会社十六銀行	235,060	3.56
水谷　雄二	197,670	2.99
水谷　邦照	196,082	2.97
サンメッセ株式会社	191,800	2.90
一般財団法人総合初等教育研究所	163,380	2.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年3月31日の状況です。上記の他、当社が保有する自己株式242,964株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
霜鳥　秋則	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
霜鳥　秋則	○	―――	教育行政の豊かな経験及び幅広い見識を有しており、当社の経営に有益な助言、指導等を期待し、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社内規程に基づき、監査役と会計監査人とは、緊密な連携を保ちながら積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。なお、年数回は監査役会において、監査体制、監査計画、監査実施状況などの報告を受けております。
また、各監査役はそれぞれ独立して監査を実施しているものの、内部監査担当と緊密な連携を保ち、必要に応じて相互の監査結果情報を交換し、監査効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日比　治男	その他													
後藤　真一	弁護士													
南　博昭	税理士													
丹羽　修	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日比　治男	○	―――	教育者としての経験に基づいて、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
後藤　真一	○	―――	弁護士としての専門的見地から、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

南　博昭	○	―――	税理士としての専門的見地から、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
丹羽　修	○	―――	行政の経験、見識に基づいて、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役全員を、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は学習指導要領や教科書改訂などに合わせた長期的な視野に立った経営を重視しております。経営成績についても、複数年で総合的に判断することが必要であり、短期間で業績を判断することは難しいため、業績連動型報酬制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

定款又は株主総会決議に基づく報酬145,020（千円）、利益処分による役員報酬35,000（千円）、合計180,020（千円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、当社の定める一定の基準に基づき算定し、代表取締役会長が役位、職責等を勘案し、当社グループの業績を考慮のうえ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要と要望に応じて補助スタッフを置くこととしております。また、情報伝達についても、必要に応じて内部監査担当や各部署より報告をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・取締役会は、代表権を持つ会長と社長の他、取締役副社長、常務取締役2名、取締役4名（うち、社外取締役1名）の計9名で構成されております。取締役会（定例）については、株主総会終結の直後の開催、決算取締役会の開催（年2回）及び毎月1回で年15回開催しております。取締役会規程添付の「取締役会決議事項」に定める付議すべき事項について決議し、決議の方法は取締役会の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定しております。
・監査役会は、常勤監査役を含む4名全員が、独立役員である社外役員で構成され、おおむね毎月1回開催するほか、取締役会その他重要な会議に出席し、子会社を含めた営業概況や財産の状況、コンプライアンス体制等の会社の重要情報に関する報告を受けており、客観的立場から取締役の職務執行を監視しております。監査役会の決議とは、監査役の合意を必要とする事項を決定することをいい、決議の方法は、会計監査人の解任決議を除く全ての事項について、監査役全員の過半数をもって決定しております。
・経営会議は、社長以下の取締役（社外取締役を除く）で構成され、毎月2回開催し、取締役会の付議事項に関する基本方針の事前審議及び経営活動に関する重要事項を協議決定しております。
・内部監査に関しましては、内部監査担当が、当社の全部署を対象とした業務監査を定期的に実施し、業務の適正な運営・改善・能率の増進を図っております。
・法令順守に関しましては、取締役、監査役、顧問弁護士、法務・渉外担当等で構成する「順法推進委員会」を設置し、定期的な開催により、経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。なお、顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。
・会計監査は、新日本有限責任監査法人と契約を結び、外部監査を受けております。
公認会計士の氏名
安田　豊
倉持　直樹
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　9名
その他　3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の企業規模や業態を勘案し、社外からのチェックという点では、多面的に取締役の職務の執行が監視できるように、教育者、弁護士、税理士、行政経験者などから人選を行っており、監査役4名はすべて独立役員として名古屋証券取引所に届出を行った社外監査役であります。
また選任理由に記載しておりますとおり、監査役はそれぞれが有する専門的見地・経験・見識をもとに、一般株主と利益相反を生じるおそれがない客観的な立場から取締役の職務の執行を監視しております。
さらに、経営に対する監督機能の充実及び今後の経営基盤の強化を図るために社外取締役1名を選任しており、経営に対する監督の機能面での体制は十分に整っていると考えておりますが、今後につきましては、社会の動静に鑑みて、社外取締役の選任を検討していく予定であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の前に発送をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	投資家との相互のコミュニケーションを図ることを目的として、名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」に出展し、来場者に対して事業内容や業績の推移などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社のホームページに「決算情報」を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成25年7月にISO14001の認証を返上いたしましたが、当社独自の環境保全活動を継続的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　取締役の職務に係る文書・情報の取扱いは、社内規程に基づき、適正に保管・管理を行う。
（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　危機が発生した場合は、社内規程に基づき、速やかに対応する。
（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　・重要事項については多面的な検討を行い、慎重に決定するために経営会議で審議する。
　・定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
　・取締役は社内規程に基づき、分掌範囲で責任を持って職務を遂行する。
（4）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　・取締役及び使用人は、社内規程に基づき、法令を順守し、それぞれの立場で自らの問題としてとらえて業務運営にあたる。
　・内部監査担当は、当社の全部署を対象とした業務監査を定期的に実施し、業務の適正な運営・改善・能率の増進を図る。
（5）当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　・社内規程に基づき、子会社の管理を明確にし、指導・育成を促進する。
　・当社は、毎月１回、当社の取締役会に子会社の社長を出席させ、子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
　・監査役は社内規程に基づき、子会社に経営概況の報告を求め、必要な場合は調査を行う。
　・子会社は、その事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
　・当社の内部監査担当は、監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
　・子会社は、その取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の定める法令順守規程に従う。
（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社では現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、必要と要望に応じて監査役の補助スタッフを置くこととし、その人事は取締役会と監査役会の承認を得るものとする。
（7）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、予め監査役会の承認を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。
（8）当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
　・当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
　・前項の報告及び情報提供としての主なものは次のとおりとする。
　　月次決算の状況
　　経営会議決議事項及び取締役社長決裁事項のうち、特に重要な事項
　　取締役及び監査役について、他社の取締役及び監査役の兼務の状況
　　特に重要な事業計画の遂行状況
　　財務に関する重要事項
　　使用人及び給与に関する重要事項
　　法務及び広報に関する重要事項
　　環境保全等に関する重要事項
　　子会社の収支状況
　　各担当取締役が重要と認める事項
　・当社及び当社の子会社は、上記の報告を行った当社及び当社の子会社の役員、使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
（9）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は社内規程に基づき、取締役及び会計監査人、内部監査担当と緊密な連携を図り、的確な監査を実施する。
（11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力・団体に対しては、総務部を窓口とし毅然とした態度で組織的に対応を行う。また、これらの勢力・団体からの介入を防止するために、警察当局等との緊密な連携を図るとともに、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力・団体に対しては、総務部を窓口として毅然とした態度で組織的に対応を行います。また、これらの勢力・団体からの介入を防止するために警察当局等との緊密な連携を図るとともに、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

